

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年4月10日

北海道胆振地域公共交通活性化協議会
会長 松本 正司

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 委託事業名

北海道胆振地域公共交通計画策定支援委託業務

(2) 業務の概要

ア 目的

近年の地域公共交通を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進展、自家用車の普及など社会情勢の変化に伴う利用者の減少や、慢性的な人手不足による運転手の高齢化、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の大幅な減少など、極めて厳しい状況となっている。

こうした中、地域の公共交通を維持・存続していくためには、交通事業者の経営努力のみならず行政、住民、団体、企業など地域全体が課題をあらためて認識するとともに、地域一体となった利用促進の取組が必要である。

また、国は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年6月3日に公布、同年11月27日に施行され、すべての地方公共団体において、地域交通に関する基本計画となる地域公共交通計画の作成が努力義務化された。

このような背景の下、胆振地域の地域公共交通が抱える課題を踏まえ、関係者の緊密な連携による持続可能な公共交通ネットワークを維持・確保することを目的とし、地域のマスタープランとなる地域公共交通計画を策定する。

イ 内容

胆振地域における持続可能な公共交通ネットワーク構築のため、公共交通の状況や住民のニーズ調査、事業者等へのヒアリング等を行うとともに、住民や観光客をはじめとする利用者にとって利便性が高く真に必要なとされる路線を関係者が検討し、今後の公共交通のあり方や方針を明確にした「北海道胆振地域公共交通計画」を策定する。

ウ 履行期限（契約期間）

委託契約締結の日（5月下旬を想定）から令和6年3月29日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

- ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）に準じることとし、同要領第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ③ 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 手続き等

(1) 提出先等

北海道胆振地域公共交通活性化協議会事務局（担当：石川、仁平）

（北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課内）

〒044-8558 北海道室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル 4F

電話 0143-24-9567（直通）

(2) 参加資格の審査

ア 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次の（ア）から（エ）までに定めるところにより、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

（ア）提出期限 令和 5 年（2023 年）4 月 26 日（水）17:00（必着）

（イ）申請方法 所定様式「参加表明書」及びその添付書類を持参または郵送（簡易書留郵便等送付記録が残る方法に限る。）により提出（持参の場合は平日の 9 時から 17 時まで）

（ウ）提出場所 上記（1）の提出先等と同じ

（エ）提出部数 1 部

イ 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

(3) 企画提案書の提出

ア 参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次の（ア）から（エ）までに定めるところにより、企画提案書を提出すること。

（ア）提出期限 令和5年（2023年）5月12日（金）17:00（必着）

（イ）提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

（ウ）提出場所 3（1）の提出先等と同じ

イ 企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する。（日時及び場所等は別途通知する。）

なお、提出のあった企画提案書が多数である場合には、企画提案書のみにより第一次審査（書面）を行い、評価が上位の企画提案書を提出した者に対してのみヒアリングを行う場合がある。

ウ 企画提案書の作成上の留意事項については、別紙「北海道胆振地域公共交通計画策定支援委託業務企画提案書作成要領」を参照のこと。

4 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は、無効とする。

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計等の規定により契約手続を行う。

7 その他留意事項

（1）企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

（2）審査結果及び特定者名は公表する。

（3）詳細は「企画提案指示書」などによる。

（4）関連情報に係る照会窓口は3－（1）担当部局と同じ。